

広島県告示第七百八十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年七月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
あおぞら薬局広国際 通り店	呉市広古新開八丁目七―二三	育成医療・更 生医療	平成一九年七月 一日
そうごう薬局八本松 店	東広島市八本松東三丁目三三― 二	育成医療・更 生医療	平成一九年七月 一日
ウォンツ千代田薬局	山県郡北広島町有田六〇九	育成医療・更 生医療	平成一九年七月 一日
みその薬局	東広島市西条岡町五―一九	育成医療・更 生医療	平成一九年七月 一日